別記様式第１号（第２条関係）

り災証明申請書

東広島市長　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者（世帯主） | 住所　　　　　　電話番号 |
| 現在の連絡先　　　　　　　　　　　　　　 電話番号 |
| ふりがな氏名　　　　　　　　　　　　 |
| 窓口に来られた方（申請者と同じ場合は記入不要） | 住所 　　　　　　　　　　　　　 電話番号 |
| ふりがな氏名　　　　　　　　　　　　　　　　 申請者との関係 |
| り災原因 | 年　　月　　日の　　　　　　　　　　　　　　による |
| 被災住家※1の所在地（申請者住所と同じ場合は記入不要） |  |

※１　住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のことをいいます（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）。

|  |  |
| --- | --- |
| 住家の被害 | □浸水被害（□床上　□床下）　　　□その他被害（以下に記入）（　 　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　） |
| 証明書の必要枚数 | 　　　　枚 |
| 住家に関する情報の内部利用同意欄 | 被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳に記載された建物の所在地地番、床面積及び構造並びに家屋図面に係る情報を利用する場合があります。□確認しました（住家の所有者がチェックすること。） |
| 添付書類（任意） | □り災状況の写真　　　□り災建物の位置図□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 写真による被害区分の判定※２ | □希望する（写真を添付）　□希望しない |

※２　次の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

(1)地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合

(2)水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合

(3)申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の６つの被害区分のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります。）

添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。